相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

要求水準の見直しの考え方

相模原市は、令和７年 11 月 28 日に公表した実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び第１回官民対話を踏まえて、要求水準の一部見直しを検討しています。今後の対話での確認結果にもよりますが、現時点での考え方を以下に示します。なお以下は主な内容になります。

検討項目	見直しの考え方
建築工事の制約（騒音・振動） 【要求水準書（案）ｐ9】	・施設を利用する時間帯の工事による騒音・振動の上限（60db, 65db 以内とする等の規定）について、数値としての規定は撤廃する。ただし、改修工事を行うものと運営を行うものが連絡・調整を密に行い、利用者に配慮しながら工事を行うものとする。
仮設棟の扱い 【要求水準書（案）ｐ26-27、31】	仮設棟の取り扱いについて以下のような見直しを検討している。 ・仮設棟を複数設置することは可能とする。ただし、増築面積は 808 ㎡を上限とする。 ・仮設火葬棟において３基以上火葬炉を設置することを可能とする。ただし、原則現状の計画位置とすること。及び本設への転用を基本とすること。 （現状の計画位置とは実施方針等公表時の個別配布資料の[参考]施工ステップ図に示す位置とする。） ・[参考]施工ステップ図に示す位置以外にその他仮設棟を整備する場合は、利用者動線・工事動線を踏まえて利用者の安全性や快適性が確保できる提案とすること。
火葬予約枠数 【要求水準書（案）ｐ59-60】	・改修工事期間中の１日あたりの予約枠（25 枠/日）は時期や必要に応じての変動は可能とするが、火葬需要の高い冬期の火葬予約枠を増やすなどの対応とする。なお、１時間程度の時間外の対応も含めた対応を可能とする。 ・火葬需要ひっ迫への対応から、改修工事期間中も年間の予約枠約 8,300 枠の確保は必須とする。 ・改修後の１日の予約枠・年間の予約枠確保は原則、要求水準書（案）のとおりとする。